

浅口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び  
浅口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

令和7年3月27日

条例第11号

(浅口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改  
正)

第1条 浅口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平  
成26年浅口市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項本文中「第3号」を「以下この条」に改め、「保育所をいう。」  
の次に「以下同じ。」を、「幼稚園をいう。」の次に「以下同じ。」を、「認  
定こども園をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同項第1号中「を行う」  
を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3  
号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第5項を第7項と  
し、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連  
携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当  
該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号に  
おいて「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保  
育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

第6条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を  
「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各  
号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、  
次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割  
の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにす  
るための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進の  
ために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著し  
く困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の

確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

(浅口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 第2条 浅口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年浅口市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「」第27条」を「」第28条」に、「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同じ)及び小規模保育事業B型(同省令第27条)を「同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条)に、「小規模保育事業C型(同省令第27条)を「小規模保育事業C型(同省令第33条)に、「附則第4条」を「附則第3条」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次の

ように改める。

前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

第42条第3項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中浅口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項から第47条第2項までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定(前項ただし書に掲げる改正に限る。)による改正後の浅口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の浅口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、前項ただし書に掲げる規定の施行の日以後においても、なおその効力を有する。